

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和6年11月19日(火)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後2時58分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 千葉 栄生		委員 佐々木 久助	
	委員 岩瀬 典仁		委員 武田 ユキ子	
	委員 千葉 幸男			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 小岩 寿一 委員			
事務局職員	石川主査			
出席説明員	小野寺まちづくり推進部長 ほか2名 阿部建設部長 ほか4名 菅原千厩支所長 ほか2名			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・中里市民センター建設工事について ・市営バス車両の調達について ・千厩アイスアリーナの今シーズンの営業休止について			
議事の経過	別紙のとおり			

# 総務常任委員会記録

令和6年11月19日

(午後1時30分 開会)

委員長 : 大変御苦勞さまです。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

小岩寿一委員から欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局から、まちづくり推進部長、建設部長、千厩支所長の出席を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、議長を通じて、まちづくり推進部長、建設部長、千厩支所長の出席を求めることにいたします。

暫時休憩します。

( 休憩 13:30~13:31 )

委員長 : 再開します。

それでは、これより所管事務調査を行います。

初めに、中里市民センター建設工事についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長: それでは、資料に基づきまして説明させていただきますが、本日は、12月の通常会議のいろいろ準備のある中、このように説明の時間をいただきましてありがとうございます。

まず、1点目の中里市民センターについて説明をさせていただきます。

まず、中里市民センターの建設工事につきましては、建設工事の設計に施工困難な箇所が複数あり、設計の修正が必要であるというようなことから、修正設計をした上で、改めて建設工事を行い、市民センターの供用開始時期を令和9年4月頃を見込むこととし、さきの市議会定例会9月通常会議におきまして、修正設計、業務委託の補正予算を議決いただいたところであります。

本日の説明になりますが、まず1の概要についてであります。

こちらにつきましては、(1)になりますが、中里市民センター建設工事の予算につま

しては、令和5年度予算を令和6年度に繰越明許したものであります。

この繰越明許費を令和7年度に事故繰越をすることはできるところであります、事故繰越した予算を令和7年度から令和8年度に繰り越すことができないものであります。

したがって、現工事を令和8年度まで継続することができないため、現工事を一旦打ち切り、精算することとしたので、その内容を説明するものであります。

また、(2)につきましては、今後の建設工事を含む中里市民センター整備事業費を改めて予算に計上した上で、事業を実施することとし、令和6年度から令和8年度までの継続費として、補正予算を次の議会、会議のほうに提案する予定でありますことから、その内容について説明をさせていただくものであります。

2の建設工事の打ち切りに伴う契約変更等についてであります。

(1)の建築工事につきましては、出来高に基づく工事内容の変更契約を行うこととしております。

内容については、建築物及び外構が、変更前が、工事一式として2億3,463万3,842円を予定しておりましたが、施工済み工事分の金額が4,217万14円で、1億9,246万3,828円の減というようなものであります。

次に、敷地囲いですが、こちらは当初予定しておりませんでした、修正設計後に、改めて工事が始まるまでの間、前の市民センター解体後の敷地の保安のために木ぐいを約2メートル間隔で立てて、ロープを2段張り、立入禁止の表示を設置したものであります。これの変更後の金額は49万1,480円であります。

工事の一時中止に伴う増加費用についてであります、こちらも当初予定しておりませんが、3ページ目の米印で、参考として記載しておりますように、設計の疑義による工事の一時中止が90日間、いわゆる官製談合防止法違反に係る工事の一時中止で31日間、そして、設計の見直し提案の検討に要した工事の一時中止が60日間で、合計181日間分の中止期間の工事現場の維持及び工事の再開準備のための経費であり、変更後の金額は1,387万7,568円であります。

それから、共通仮設費、現場管理費、一般管理費についてであります、変更前は7,281万6,158円としておりましたが、工事打ち切りまでに要した費用を算定するための計算方法を見直したものであります。

変更後の額は2,752万2,938円で、4,529万3,220円の減であります。

建築工事の合計ですが、変更前が3億745万円に対し、変更後は8,406万2,000円で、2億2,338万8,000円の減となります。

次に、(2)の電気設備工事についてであります、この考え方につきましては、一つ前に説明しました建築工事と同様であります。

電気設備工事につきましては、変更前が、工事一式として4,863万1,535円を予定しておりましたが、施工済み工事分の金額が32万667円で、4,831万868円の減であります。

工事の一時中止に伴う増加費用についてであります、中止期間中の工事現場の維持及び工事の再開事務のための経費で、変更後の金額は1,237万5,235円であります。

共通仮設費、現場管理費、一般管理費についてであります、変更前は2,418万8,465円としておりましたが、変更後の額は450万3,698円で、1,968万4,767円の減であります。

合計になりますが、変更前が7,282万円に対し、変更後が1,719万9,600円で、5,562万

400円の減となります。

2 ページ目になります。

(3)の機械設備工事についてになりますが、こちらの工事につきましては、工事の出来高がないことから、変更契約ではなく、契約解除となり、契約解除までの期間に要した費用を補償金という形として支払うこととなります。

契約金額の合計が4,334万円でありました。

工事の一時中止に伴う増加費用としては、表の2段目です。

契約工事として602万9,847円、それから工事打切りによる精算費用として、契約解除日までの工事現場の維持及び工事準備のために要した費用として655万3,900円で、合計が1,258万3,747円となります。

次に、(4)の建設工事、こちらは建築工事、それから電気設備工事、機械設備工事の契約状況についてまとめております。

これまでの契約内容について表に記載しておりますが、まず表の一番上が工事名になります。

それから、2行目については入札等の年月日、3行目が工事の内容、4行目が契約の相手方、5行目が契約の締結日で、6行目が契約金額であります。

3 ページを御覧願います。

3 ページの2行目になりますが、これは第1回目の変更契約であります。

工事中断期間及び工事を一時中止した期間のこれは1回目ですので、合計の111日間の工期を延長したものであり、契約日は工事中止解除日の令和6年6月3日でありました。

第2回の変更につきましては、先ほど説明の中で申し上げましたが、建築工事と電気設備工事は出来高に基づく契約変更を行っております。

契約の締結日はそれぞれ記載のとおりであります。

機械設備工事につきましては、出来高がないため、変更契約ではなく、令和6年9月30日に契約解除をしております。

4 ページを御覧願います。

3のこちらは令和5年9月の通常会議で、請負契約の議決をいただいた建築工事の取扱いについての説明になります。

建築工事は、当初の予定価格が1億5,000万円を超えていたことから、令和5年9月通常会議において、請負契約の議決をいただいたところではありますが、箱書きの中になります。

2つ目の丸になりますが、こちらに記載のとおり、議決を経た契約を減額変更した結果、要議決額以下になる場合、1億5,000万円以下になる場合は、契約変更について、改めて議決を要しないとされておりますことから、今回の工事打切りに伴う変更後の契約額が、先ほど申し上げましたとおり、8,406万2,000円であり、やはり本件建築工事につきましては、契約に当たっての議決は要しないというようなことになるものであります。

次に、4の補正予算計上についてであります。こちらは、改めて建設事業費を令和6年度から令和8年度までの継続費として計上しようとするものであります。

中里市民センター建設工事の設計において先ほどの繰り返しになりますが、施工困難な箇所が複数あり、設計の修正が必要となったため、修正設計を行うこととし、供用開始を令和9年4月と見込んだところであります。

建設工事の予算は、令和5年度からの繰越予算であります。予算を令和8年度まで繰り越すことができないため、現工事を打ち切り、打ち切りまでの間の出来高に基づく変更契約の締結及び契約解除をしたところであります。

建設工事費につきましては、改めて予算を計上した上で事業を継続することとし、令和6年度から令和8年度までの継続費で補正予算を12月通常会議に提案をしたいということで、準備を進めさせていただいております。

不測の事態により、現工事の工期を大幅に延長せざるを得ず、予算を繰り越して事業を継続することができないことから、まずは残工事分について、新たな契約を締結することとし、建築工事、それから電気設備工事につきましては、前の契約の請負業者と随意契約をすることを今、検討しております。

機械設備工事になりますが、こちらにつきましては、前の契約の請負業者が、新たな契約を締結しようとする時点におきましても、指名停止中であることが見込まれますことから、こちらは随意契約はできないものというものであります。

こちらについては新たな契約を今考えているところであります。

中里市民センター建設工事の資料の説明は、以上になります。

よろしくお願いたします。

委員長：それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

委員長：休憩という発言がありますので、暫時休憩します。

(休憩 13:48~13:54)

委員長：休憩前に引き続き、再開します。  
質疑の方はありますか。  
武田委員。

武田委員：先ほどの休憩時にも話をしましたが、今回の何と言いますか、変更後の契約とか、それも含めて、いろいろと要した費用というようなものが計上されております。  
機械ですとか、建築ですとか、それぞれ総計がありますが、全体の合計はちょっとそろばんがないので計算できません。

そこで、きちんと次の工事を再開したときに、有用に使える施設を工事した金額はこ

の中にかほどあるのですか。

言うなれば、そのほかは、死に金を使ってしまったということになります。

言うなれば、ハード的に有用なものにつながらなかった費用は、どこが責任を持って、誰がその金額を用意するのかについてお尋ねをしたいと思います。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：まず現場のほうで物が残っている部分、出来高についてですけれども、それはこの1ページ目の例えば建築工事であれば、建築物及び外構というところ、4,217万14円、これが直工になります。

これと、さらに間接費、一番下の段の2,752万2,938円、共通仮設費と現場管理費とか、これは直工に対して比率でもって、間接費が計算されますので、それを合算した額が、残っているものになると思います。

目的物というものですけれども、内容なのですけれども、建築物及び外構の内訳ですが、具体的に言うと、建物の基礎ぐい、コンクリートぐい38本を設置しておりますので、その分、それと、建物を建てるためにアスファルト舗装とか、あるいは、もともとあったフェンスを撤去しないと建てられないので、その撤去費用と処理費用、それが大体7、8割ぐらいになると思います。

それが主なものになると思います。

ちょっとこの中で、既に鉄筋とかを、準備、加工したものがあるので、その分については、この中に計上していますので、それも確かに、物としては残っていない形になります。

それとあと、型枠ですか、型枠の加工した分、型枠というのは、コンクリートをつくるために側に板をつくって、そこにコンクリートを流し込むのですけれども、その型枠を加工してしまったものについては、その分を計上しておりますので、それについても残っていないということで、残っているものについては、大体4,217万円の7割から8割ぐらいが、くいとさっき言ったアスファルト撤去の費用になると思います。

委員が言われた、死に金という形だと、この中の工事の一時中止に伴う増加費用ということで、1,387万7,568円がそれに当たるのかと思います。

これについては、額が確定し次第、設計したコンサルタントに対して、損害賠償請求を行うことになると思います。

さらに言うと、この1,387万7,568円のうち全部ではなくて、3回というか、3つの段階に分けて中止をかけてますので、一番最初が、設計内容に疑義があったのでそれをチェックしますよという中止、それが90日間あります。

その後で、官製談合関連で、また中止をかけています。

それが31日間。

最後に、施工困難な設計内容の見直しを検証するというので60日間中止をかけていますけれども、その中の官製談合分に関しては請求できないと思うので、その分を差し引いた額を設計コンサルタントに賠償請求をかけることになると思います。

これが建築のほうの内容になります。

電気設備工事についても基本的には同じ考えです。  
以上です。

委員長：武田委員。

武田委員：代替施設というようなものというか、もうかなりこういうようにして、中里市民センターが使えない状況が長引いたということから、プレハブでしたか、これらについてというのは、当然、そういうことがなければ、これを建築したり、あるいは土地をお借りしたりということは発生しなかったとはなりますが、その費用弁償はどのように考えておられますか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今進めている、仮の活動場所ということで進めておりますプレハブの分ですけれども、こちらにつきましては、費用を請求できるものなのかどうかというところをしっかりと検討して、また、弁護士とも相談しながら、どう請求できるものかという判断をしていかなければいけないものだというように考えておりますので、建設部長が考えられるものというようなことで、先ほど申し上げましたけれども、こちらも、これから本当に請求できるものかと、市が負わなければいけないものか、設計業者に負っていただく、損害として請求できるものかというきちんとした整理は、弁護士と協議していきたいというように考えているところであります。

委員長：そのほか質疑の方はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、中里市民センター建設工事についての調査を終わります。

阿部建設部長をはじめ、職員の皆さんにはお忙しいところ、御出席をいただきましてありがとうございました。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩します。

（休憩 14:02～14:03）

委員長：再開します。

次に、市営バス車両の調達についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：市営バス車両の調達について、御説明をさせていただきます。

市営バスの車両につきましては、一度、財産の取得議案として、議会のほうに提案させていただいていましたが、残念ながら撤回するというようなことになったわけであり  
ます。

その内容について、これからの市営バスの調達方法について、検討した結果、このよ  
うな取扱いをしたいということで、本日説明をさせていただくものであります。

したいというか、していくというように説明をするものであります。

まず、資料の1、車両の更新についてであります。

市営バス車両は、車両の経過年数や走行距離、それから維持管理に係る経費等を勘案  
し、計画的に更新してきたところであります。

2のこれまでの経過であります。令和6年度予算において、市営バス車両を2台更  
新することとしており、4月30日に見積り合わせを行い、5月10日に株式会社フジテッ  
ク岩手と仮契約を締結し、6月18日に議案第45号、財産の取得について、提案をさせ  
ていただきました。

その後、契約の相手方であり株式会社フジテック岩手について、6月25日に公契  
約関係競売等妨害の事由により指名停止となり、6月26日付でこの契約の解除通知を行  
ったところであります。

そして、6月通常会議の最終日であります6月28日に、議案の撤回について、提案し  
承認をいただいたのであります。

予算の今後の対応についてであります。これまで市営バスの車両は、購入により調  
達しておりましたが、購入時の一時的な負担増を平準化するとともに、車両管理業務の  
省力化を図るため、リース車両を導入したいという流れであります。

なお、市営バス車両のリースに係る経費につきましては、手数料、それから金利等が  
含まれるため、購入した場合より割高にはなるところであります。地方バス路線の運  
行維持に要する経費として、特別交付税により8割が措置されているものであります  
ので、今回、こちらの方法を選択したものであります。

なお、車両購入時はこれまで、過疎債を活用しており、そちらの交付税の算定は7割  
でありますので、その1割分手数料がかかったとしても、1割高い経費の交付税措置が  
あるというように、こちらを選択しているものであります。

これで、今、手続を進めております。

説明は、以上であります。

委員長：説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方はありますか。

武田委員。

武田委員：リースの相手先はどこなのかと、それから今はそういうリースで対応しているという、  
全体のは掌握できていないかもしれませんが、どれくらいのリース車両が市の中にある  
のか、分かれば教えてください。

委員長：菅原公共交通係長。

公共交通係長：車両調達方法の一つとして、リース方式も考えられますことから、車両リース契約の仕様書は、メンテナンスリースで検討しておりました。

その際に、指名登録業者のうち、役務、賃貸借の中から車両に登録がある業者のほうに取扱いの可否について、照会をいたしました。

そのときには3者のほうから取扱いが可能である旨の返答をいただいたところでございます。

取扱い可能な業者が複数ありましたので、リース車両の導入を検討したところでございます。

市全体の車両につきましては、大変申し訳ございません、資料のほうを持っておりませんでした。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：市全体のその車両の管理につきましては、総務部の財政課のほうが行っておりますので、もし全体の購入しているのかリースなのかというところの位置づけであれば、まとめたものとして資料提供させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員長：よろしくをお願いします。

そのほか、質疑の方はありませんか。

岩淵委員。

岩淵委員：2点お願いします。

まず、今回の取得価格自体が2,900万円だったものが、今回は撤回をされているのですが、実際、今回のリース車両の価格がどれだけになるのかが、まず1点です。

もう一つは、そもそもこれリースにしていきましようという考え方は、何も今始まったわけではなくて、ずっとそういうような考え方はあったわけでありまして。

でも、その中で、今回は、最初の案としては取得にいったわけですから、この理由がリースを導入しましたではなくて、やはり新たな理由がない限り、なぜリースにしましたということになるのかの説明にはなっていないと思うので、2点目としては、なぜそもそも最初からリースにしなかったのですかということに関する説明をお願いいたします。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：最初に2点目のほうから、私からお答えさせていただきます。

今回、リースの市営バスについては、これまでの経過も踏まえ、取得というようなことの方をしてきたところであります。

庁内車両につきましては、リースなども行っておりましたが、市営バスについては、

長く使おうというようなことから、使えるうち使うというような考え方から取得してというようなことが基本スタンスでありました。

今回、このように、現在の市営バスにつきましては、今回このような事案が起きたということで、業者のほうも限られた数であるというようなことから、リースという方法を検討してみたところ、3者が対応できるということで、より適正な入札というか、契約の仕方ができるというようなことが分かりましたことから、今回、この方法を検討してまいりました。

あわせて、先ほど申し上げましたとおり、経費が、更新のときに、年間の予算が一時的に増額になるというよりは、毎年度、経常的に経費が算入できるということで、それも市営バス特別会計の中での平準化が図れるということから、そちらも合理的であろうということ、それから、特別交付税が8割ということで、こちら、7割よりは最終的には得になるというような、得というか、措置される割合が高いということで、最終的には総合的な判断を今回したところであります。

このようにちょうどこれまでやってきたものを、いろいろな方向から検討した結果、する時期だったというようなことで、今回このような方法を選択したというものであります。

最初の額のほうを若干今調整中ではありますが、説明させていただきます。

委員長：菅原公共交通係長。

公共交通係長：先ほどの岩淵委員からお話のあった2,955万円については、令和6年度の予算額かと思えます。

今回改めまして、リース方式のほうで仕様書案を作成いたしまして、参考価格のほうを徴取させていただきましたところ、全体の執行予定額としては3,700万円ほどというような形で、参考見積りの額はその額でしたので、それで調整をしているところでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：まず、最初のリースに変更した理由は、総合的ということで理解はしますけれども、今後のことを考えていくと、そのリースの方向性が、まずは最初からあったのではないかとということもありますので、そこをまずは検討していただきたいと思えます。

2点目、具体的に数字が出てきているわけですがけれども、先ほどの説明からも、長く続くの、長くが何年なのかがまず分からないと、トータル的にそれがリースのほうがいいのだということにはならないわけですよ。

なので、最初にもう車両を購入してしまうと、もうこれである程度はメンテナンスだけに関わるものだけが、リースにすると、最初は3,700万円と言いましたね、これ。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：トータルです。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：では、トータル3,700万円の内訳について、私もっと年数的に購入よりも安くなるというイメージがあるのですけれども、少しイメージがつかないので、その3,700万円の根拠を教えてください。

委員長：菅原公共交通係長。

公共交通係長：車両購入の場合につきましては、車両購入費用プラス点検費用整備というもの、あとは小修繕といったものがかかってきます。

それで、5年間で想定したときに、2,050万円程度を想定しております。

リースの場合につきましては、メンテナンスメニューになりますので、車両の関係、点検整備、小修繕等を含めまして、5年間のリース契約で、先ほどお話ししました3,700万円ほどの形に今調整をしているところでございます。

なお、リースの場合5年ですけれども、10年間で計算いたしますと、リース後、例えば、その車両につきましては、残存価格により取得することも検討して、その後、例えば10年間までは使う、車両であれば、今までは市営バスのほうは15年程度使ってきたので、そういったところのトータルで考えさせていただきましますと、部長が説明しましたように、金利ですとかそういったものは上がってはきますけれども、そういった一時的な負担増の平準化、車両管理業務の省力化が図れるのかというように考えているところでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：分かりました。

では、再度それについてお尋ねしますが、その変更理由が、交付税措置の部分で金額が安くなるという説明なわけですけれども、過疎債を使った場合の取得の場合が、実際にどれだけ市の負担になるものなのか、そしてリースにした場合に8割だけれども、実際どうなのかと、まずはそこで比較をしていかないと、実際に市の負担が少なくなるということにはならないわけですから、その額を、ロジックを説明している理由を数字でもって説明していただきたいのですけれども。

委員長：暫時休憩します。

( 休憩 14:18~14:24 )

委員長：再開します。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今の全体の経費の話、比較になりますが、こちらそれぞれ車両購入、それからリースの場合の10年間の比較として、2台分を後でまとめて比較したものを提供させていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私からも1点確認させていただきます。

今回は、議案を撤回して、取り下げて、今度はリースに切り替えるという話でしたが、これリースに切り替わる時に、この議会のほうへの対応というのは、その議案として提案されるものなのか、されないものなのかをお聞かせください。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今回、説明をさせていただいて、予算という形で議会のほうに提案をさせていただきますが、取得の議決については、リースになりますので、財産の取得の議案の提案はなくなるというようなものであります。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で、市営バス車両の調達についての調査を終わります。

職員の皆さんにはお忙しいところ、ありがとうございました。

職員入替えのため、暫時休憩します。

（休憩 14：26～14：30）

委員長：それでは再開します。

次に、千厩アイスアリーナの今シーズンの営業休止についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

菅原千厩支所長。

千厩支所長：よろしく願いいたします。

それでは、千厩アイスアリーナの今シーズンの営業休止について、御説明申し上げます。

千厩アイスアリーナのスケート場につきましては、製氷用の不凍液配管設備が経年劣化によりまして破損しておりまして、現段階では修理が困難ということで、今シーズン、来月12月から来年、令和7年3月までのスケート場の営業を休止いたします。

概要につきましては、次の表になります。

主なところを申し上げます。

千厩アイスアリーナの開設年度は、平成6年10月19日の開所でありまして、営業開始は翌日の10月20日から開始となっております。

建築から30年経過している建物となっております。

現在、一般社団法人一関市体育協会が指定管理者となっております。指定管理期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっているところでございます。

次に、設備破損の状況と経過について申し上げます。

昨シーズン終了後、製氷用のリンク冷却用の不凍液が保守点検によりまして、その不凍液が減っていることが発見され、調査の結果、経年劣化した配管部分から、せん孔箇所が発見され、そこから漏えいした可能性があるかと判断したところでございます。

点検業者からの報告を受けまして、4月から5月にかけて、周辺住民の皆さんへ不凍液漏えいの疑いの説明と併せて、井戸水調査の協力を依頼したところでございます。

周辺の井戸水調査は、2か所行っておりまして、1回目は6月12日、水曜日、それから2回目は9月19日、木曜日に実施いたしました。

結果は、いずれも不凍液成分は検出されておられません。

また、側溝などからも流れ出た可能性も考えられましたので、周辺のため池、ここには個数が書いておりませんが、2か所の調査を実施いたしまして、こちらは6月20日、木曜日に実施したところです。

こちらにも不凍液成分は検出されておられません。

次に、現在ですが、建物の床下ピット内の一時貯留槽で、貯留している不凍液が屋外流出され、屋外に流出されないよう、貯留槽の排水ポンプの電源を遮断して、屋外への流出を防止しております。

現在までのところ、点検業者、それから市の技術担当職員による建物の床下配管部分の調査、確認を実施してきましたけれども、詳細な漏えい箇所の全容等の把握が不明で、スケートリンク面の埋設配管、あるいは建物床下ピット内の不凍液配管部分などからの漏えいの疑いが継続している状況にあります。

今後の対応方針でございますが、まずは漏えいの疑いがある残存不凍液が外部に流出しないよう、残存不凍液を全量回収する作業を優先して進める必要があると考えておりまして、現在その準備を進めておりますことから、破損部分の今シーズン中の修理は困難であります。

このことから、令和6年12月から令和7年3月までのスケート場の営業については、休止とせざるを得ない状況となっているところでございます。

以上、説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

委員長 : それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

武田委員。

武田委員：頭のところには、現段階では修理は困難であるためという表記がありまして、今後の対応では、今シーズン中の修理が困難であるという、この縦分けが少し分からないのですが、そもそも、もう既にこの建物のこの部分については、修理はできないということなのか、シーズン中にはできないのだけれども、修理が可能なのか、この辺のところを少し理解できないので教えていただきたい。

委員長：菅原千厩支所長。

千厩支所長：配管につきましては、建設当時のままの状態となっております。

配管の部分は、著しく腐食している状況でございます。

まずは、この修繕をするにも、その今残っている残存の不凍液を回収する作業をしないと状況が分からないというところがございますので、まずは、そちらの残っている部分の不凍液を全量回収して、その腐食、あるいはせん孔部分もどのくらい、どの箇所にあるかというところも把握する必要もがございますので、まずは、優先してその全量を回収したいというところではございます。

外に漏れないということと、修繕をするためにも、今に残っているところをまずもって回収したいというところがございます。

なので、現時点では修理の可能性については判断できかねるところでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：いずれ、その説明によりますと、4月、5月にかけて周辺住民への説明を行ったということですから、昨シーズン終了後あたりから不具合が発見されたのかと。

さすれば、この間、かなりの月日があったわけですがけれども、今なぜこのようなことで、今後、回収をして、使えるか使えないかの判断をという、この間、何をしていたのですかというか、もう少し迅速にできなかった理由は何なのでしょう。

委員長：菅原千厩支所長。

千厩支所長：昨シーズン終了後の点検につきましては、令和6年3月18日に1回目の点検をしていただいたところでございます。

保守点検ということで、終了後点検しているところではございますが、その時点で、不凍液のほうが減っている状況にあるということで、点検業者から話がございまして、その後、再度、詳しく点検をしてもらったところではございます。

その点検の結果につきまして、報告をいただいたのが、翌月の4月17日付で頂戴しているところとなっております。

これにつきまして、その後、早く対応が取れなかったのかというところではございますが、こちらのほうにつきましては、特殊な施設となっておりますので、施設の構造上、なのですけれども、狭い床下ピット内の改修作業、あとスケートリンク面の下の埋設管を埋めた復旧作業について、どのような方法で対応が可能なのかも含め、各関係機関に

依頼して、現地の確認を何度も見ていただいたところでもございました。

まずもって、今季の営業をすることを考えて、ダメージが少ない方法で改修して、状況を確認して修繕するというようなことで、対応策を検討していたところでもございましたけれども、その期間が、大分修繕方法の検討の期間に不測の時間を要したというところでもございます。

施設の配管につきましては、太い管のほかに、コンクリートの中に細い管が非常に細かく埋め込まれている構造となっております。

また、その太い管でもございますけれども、床下ピットということで、コンクリート内のピット内に太い配管が複数あるのですけれども、その下の隙間が非常に狭くて、人がはって作業するような状況になっておりますので、漏えいしている部分の確認にも非常に困難を極めた形での作業を実施していただいたところでもございまして、さらに対策をその中でどのような方法がいいのかといったことで、検討に時間を要したところでもございました。

委員長：武田委員。

武田委員：いずれこうした施設というのは、全国津々浦々にあろうと思います。

これは、平成6年ですか、それよりもずっと前からそういった施設というのは、各地域にあって、経年劣化の知見等についても、それぞれ確立されているものがあるのだらうというように思います。

そういったものについての調査は、どの程度進んでいるのか。

あるいは、この施設は、今のお話だと両論かなという感じもしますが、実際には、かなりの費用をかけても修繕をしていくというような考えなのか。

いずれ調査を細かくするそのものも、今のような状況だと調査費用もかかりますね。

漏水の箇所を全て修繕するということは不可能のような気が、私は素人ながら感じていますが、そうした中で、早い段階で、その展開をどうするか考える必要があるのではないかと思います。部長、どうなのですか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：市のスポーツ施設のことだけに少し特化して、お話をさせていただきますが、スポーツ施設は、もう昭和から平成にかけて造った施設が多々あり、平成の前半でありますので、もう経年劣化しているのが激しくなっている実態であります。

今年度の予算の中では、スポーツ施設の調査というようなことでやらせていただきますので、この中で、本当にこれからも、どのように使っていけるものなのか、もうここが限界なのかというようなところも把握していくような調査をしておりますので、今、その中での今調査をまとめている段階であります。

それらを見ながら、今後、どれを先行して、改修とか修繕とかしていくのかというようなことも含め、考えていかなければいけないというように考えております。

今回の施設の場合は、特に特殊な施設であったというようなことで、先ほどいろいろ

な時間がかかっているというようなことで、千厩支所長のほうから説明をしましたが、今回、管の中にあった不凍液がどれだけ漏れ出したのかというようなことすら、実は分かっていない状況です。

管の中に、今現在あるのかと、残ってるのかというものを、それを見極めるため、流れ出た分、今1回全部くみ上げたのですが、それがピット内のほうにまた出てきているので、まだやはり管の中に残っているのだらうと、それ全部終わってみないと、何を調べればいいのかというようなことから、今のところ分からない状況でありますので、そのようなところをきちんと見定めながら、修繕できるかどうかというところ、全部液がなくなった時点から、漏れ出さないような工夫をしながら、まず全体をまず排出してしまってから調査になるというような考え方をしております。

ですので、こういう経年劣化をしているので、そのときそのときその施設施設での対応というようなこととなりますが、特にこういう特殊な施設だと、なかなか対応が難しくなっているというような状況であります。

以上であります。

委員長：菅原千厩支所長。

千厩支所長：ただいまのまちづくり推進部長が話しました残存不凍液がどれくらい残っているか分からないというのはそのとおりのことなのですが、推測でございますが、総量としては、設計資料等から推察するところでは約1万2,000リットルの不凍液が使われている、管の中に入っているものというように推測しているところでございます。

実際のところは、先ほど部長が申し上げましたとおり、回収してみないと、その実績、実態はちょっと不明というところでございます。

以上であります。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私からも4点ぐらい質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、井戸水調査を行ったというところで、2か所を行ったわけですが、この回数で言うと、2回に分けてやったという説明がありましたけれども、1か所を2回行ったのか、2か所を1回、日数を分けてやったということなのか、その内訳をもう一度説明してもらいたいと思います。

それともう1点は、このアイスアリーナで働いている職員の方が、シーズンになればいるわけですけれども、その人たちの対応はどのようになっていくのかということをお聞かせください。

それから、この施設の保守点検はどのようになっていたのか、定期に行っていたものなのか、不定期なのか、それともシーズン前に行っているものなのか、その点検の内容をお聞かせください。

あと、県外からも千厩アイスアリーナを利用されてる方がいるわけですけれども、その利用者への周知というか、対応をどのように考えているのか、お聞かせください。

委員長：菅原千厩支所長。

千厩支所長：まず1点目に御質問いただきました井戸水調査の回数と場所でございますけれども、2か所とも、2回実施しております。

こちら2回実施したのは、期間を空けておりますのは、漏えいの疑いということで、床下ピット内から、またひびとかがあって、そこから浸透したということも考えられますことから、期間をおいて2回実施したところでございます。

それから2つ目、御質問いただきましたアイスアリーナのスタッフの対応についてでございますが、一関市体育協会からは、アイスアリーナでの従業員スタッフの皆さんは、例年各地区の体育協会の支部の通年雇用のスタッフについて、シフトを組んで回しているということでございます。

なので、今いらっしゃる方々の中でのシフトを組んで、スケート場の勤務をしていただくということになっております。

今シーズンは、別の業務対応ということで調整をする予定だということに伺ってまいりました。

次に、保守点検でございますが、シーズン前とシーズン後に定期的に保守点検は行っているところでございました。

それから、次に、利用者への周知でございますけれども、利用者周知につきましては、広報いちのせきの12月1日号に記載の予定としております。

そのほか、本日プレスリリースを予定しているところでございます。

そのほかは、いちのせきメールとか、フェイスブック、あとは、千厩地域につきましては、まちづくりメールがありますので、あとは、だいたいメールとか、そういった各種媒体、あとは、市のホームページ、そういったもので周知を図りたいと考えております。

そのほか、今シーズン営業休止となったことについては、前年度利用実績のある学校、団体等がございますので、そういったところには、直接個別に連絡をする予定としております。

以上でございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：井戸の水質調査のことは了解しました。

職員の対応のほうも了解いたしました。

保守点検のところですけども、これは、専門的なその業者を依頼して点検を行っていたのかどうかということをお聞かせください。

その1点を最後に確認させてください。

委員長：菅原千厩支所長。

千厩支所長：保守点検事業者でございますけれども、こちらのアイスアリーナを建設した当時の系列の事業者がずっと点検に携わっていただいているところでございまして、この施設については、十分熟知している事業者となっております。

以上でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：私からも、1点お願いします。

このアイスアリーナは、スケート場以外でも、私も何回かイベントでは利用させてもらっていましたが、スケートができなくても、例えば、他の目的利用で利用する考えがあるのかどうかというのをお尋ねします。

委員長：菅原千厩支所長。

千厩支所長：こちらのアイスアリーナは、夏の期間につきましては、一般のアリーナ利用ということで、実際利用をいただいているところでございます。

実績につきましては、令和5年度につきましては、地域の小中学生のスポーツ少年団が利用しております。

こちら1団体、それから、あとは市民フェスタの利用がございました。

その2つの利用があるところでございます。

この休止期間中につきましては、この改修作業を行わない期間については、利用アリーナとしての利用を検討しているところでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：利用できる、利用していくということですね。

どういう期間のとき使えないということですか。

委員長：菅原千厩支所長。

千厩支所長：残存不凍液の回収ということで、工事を予定しているわけなのですが、その期間は利用できない状態になりますので、それ以外の期間で利用可能な状態となっている分につきましては、利用できるようにしていきたいと思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：その部分の説明も含めて、利用されている方がいらっしゃると思いますので、その周知もよろしく願いいたします。

委員長：菅原千厩支所長。

千厩支所長：ありがとうございます。

個別に今現在使われているところが1団体ということで、限られておりました。

さらには、そちらの団体につきましては、夏場の期間に通常の練習場所で、屋外で練習しているのですが、雨が降った場合、体育施設とかが使えない場合にアイスアリーナを使うというような形で、サブ的な屋内の練習場所と考えているようでございます。

なので、その団体につきましては、直接連絡を取るなどしてお伝えしたいと考えております。

以上でございます。

委員長：そのほか質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、千厩アイスアリーナの今シーズンの営業休止についての調査を終わります。

小野寺まちづくり推進部長、菅原千厩支所長はじめ、職員の皆さんには、お忙しいところありがとうございます。

ここで、職員退席のため、暫時休憩します。

ありがとうございました。

( 休憩 14:55～14:56 )

委員長：それでは、再開します。

次に、その他に入ります。

委員の皆様から何かございませんでしょうか。

武田委員。

武田委員：先ほど委員会の冒頭にお話を申し上げました中里市民センターの工事の中止とか、これまでのてんまつも含め、ちょっと予算的なものについては、議決を経なくてもいい金額とかというような説明もありましたが、通常の状態ではないことから、これ、議長に全員協議会なり何なりで、説明をいただくよう、委員長から申し出ていただければありがたいと思いますので、委員会にお諮り願います。

委員長：ただいま武田委員から、先ほどの中里市民センターの一連の工事内容について、当委員会だけではなくて、経過もありますので、全員協議会等で議員全体でこの内容を説明してもらおう場を設けるということに取り組むことでいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : もし、自発的に当局からそういう場があった場合は、それを受けるといふことで、ない場合に備えて、一応申入れはしたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なければ、その他を終わります。

以上をもちまして、本日の委員会を散会します。

大変ありがとうございました。

(午後2時58分 終了)